

広島県告示第五百四十九号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十一年五月二十八日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
藤井病院	広島市中区舟入本町一四番六号	平成二十四年五月二七日	
医療法人里仁会興生総合病院	三原市皆実三丁目三番二八号	平成二十四年五月二七日	更新
医療法人社団もみの木会大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄三二四七番地一	平成二十四年五月二七日	更新
千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二番地	平成二十四年五月二七日	更新